

疎明書(a)

私(組合員)は、子()の出生日の翌日(年 月 日)より後の日である 年 月 日に、以下の○を付けた事由に該当することとなりました。このことにより、私の配偶者()は勤務先に申し出ていた 年 月 日から 年 月 日までの育児休業を予定どおり取得することができなくなり、子の出生後56日の期間(注)の育児休業の取得日数が14日に満たなくなったことを疎明します。

- 1 配偶者がいない
- 2 配偶者が組合員の子と法律上の親子関係がない
- 3 配偶者から暴力を受け別居中
- 4 配偶者が就労していない
- 5 配偶者が就労しているが雇用される労働者ではない(自営業者・フリーランス等)
- 6 1～5以外の理由で配偶者が育児休業をすることができない

京都市市町村職員共済組合理事長 様

令和 年 月 日

記号 _____ 番号 _____

組合員氏名 _____

※ ○を付けた事由に該当することが分かる書類及び配偶者が育児休業を申し出たことが分かる書類(配偶者の育児休業申出書又は育児休業取扱通知書の写し)を添付してください。

(注) 子の出生の日から起算して56日を経過する日の翌日まで(出産予定日前に当該子が出生した場合にあっては当該出生の日から当該出産予定日から起算して56日を経過する日の翌日までとし、出産予定日後に当該子が出生した場合にあっては当該出産予定日から当該出生の日から起算して56日を経過する日の翌日までとする。)の期間をいいます。

組合員の配偶者が勤務先の事業主に育児休業の申し出を行っていたが、育児休業支援手当金請求書の「配偶者の状態」欄の1～5、7のいずれかに該当することになり、配偶者育児休業等の取得日数が14日に満たなくなった場合に使用。

疎明書（b）

私（組合員）は、子（ ）の出生日の翌日（ 年 月 日）より後の日である 年 月 日に、以下の○を付けた事由に該当することとなりました。このことにより、子の出生後56日の期間（注）に、私の配偶者（ ）の育児休業をすることができる日数が14日に満たなくなったことを疎明します。

- 1 配偶者がいない
- 2 配偶者が組合員の子と法律上の親子関係がない
- 3 配偶者から暴力を受け別居中
- 4 配偶者が就労していない
- 5 配偶者が就労しているが雇用される労働者ではない（自営業者・フリーランス等）
- 6 1～5以外の理由で配偶者が育児休業をすることができない

京都市町村職員共済組合理事長 様

令和 年 月 日

記号 _____ 番号 _____

組合員氏名 _____

※ ○を付けた事由に該当することが分かる書類を添付してください。

（注）子の出生の日から起算して56日を経過する日の翌日まで（出産予定日前に当該子が出生した場合にあっては当該出生の日から当該出産予定日から起算して56日を経過する日の翌日までとし、出産予定日後に当該子が出生した場合にあっては当該出産予定日から当該出生の日から起算して56日を経過する日の翌日までとする。）の期間をいいます。

子の出生の日又は出産予定日のうち早い日から起算して、配偶者が、育児休業支援手当金請求書の「配偶者の状態」欄の1～5、7のいずれかに該当することとなり、配偶者育児休業等の取得日数が14日に満たなくなった場合に使用。